島根県舞木地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線、標柱六号から一級河川東長江川右岸官民地境界線に沿って標柱七号に至る線、標柱七号から市道東長江中央線官民地境界線に沿って標柱八号に至る線及び標柱八号から市道東長江大門一号線官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県松江市東長江町

字上大門	一〇九一番三　標柱一号
字舞木	一一〇二番　標柱二号
字中垣	一一〇九番一　標柱三号
字池ノ尻	一一一三番　標柱四号
字奥谷	一一二三番　標柱五号
字朝井下	八〇六番四　標柱六号
字北ノ前	七四四番一　標柱七号
字上大門	六七九番　標柱八号

○農林水産省告示第千五百五十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十一年十一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一イ　登録年月日及び登録番号　平成十八年三月三十日　第四十一号
ロ　登録認定機関の名称及び住所　財団法人日本清涼飲料検査協会　東京都港区芝浦二丁目十七番十三号
ハ　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機加工食品
ニ　登録の有効期間満了日　平成二十二年三月二十九日
二イ　登録年月日及び登録番号　平成十八年三月三十日　第四十六号
ロ　登録認定機関の名称及び住所　秋田県　秋田県秋田市山王四丁目一番一号
ハ　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　地鶏肉
ニ　登録の有効期間満了日　平成二十二年三月二十九日

○国土交通省告示第千四百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道寿都郡黒松内町東川十三番六から同道寿都郡黒松内町東川十三番六まで	前	最大 二六三 最小 六六	一四六
	後	最大 四二五 最小 六六	

○国土交通省告示第千四百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
札幌市東区北三四条東二八丁目四四六番三から同市東区北三四条東二八丁目四四六番三まで	前	最大 二一 最小 二三	二二
	後	最大 二三 最小 二三	

○国土交通省告示第千四百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡上市高鷲町鷲見字上野五四一四番二四から同市高鷲町鷲見字上野五四一四番二四まで	前	最大 一三一 最小 一一五	二〇
	後	最大 一三一 最小 一一五	

○国土交通省告示第千四百八十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道寿都郡黒松内町大成十八番九から同道寿都郡黒松内町東川十三番六まで	平成二十一年十一月七日十五時

○国土交通省告示第千四百八十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21第5003号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	奈良交通株式会社	1．奈良市内及び平城ニュータウンの特定地帯における路線現行180円均一制運賃を、200円均一制運賃に変更する。 2．その他の路線現行の基準賃率45円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）を、基準賃率50円00銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）に変更する。